

# 生徒指導提要

---

2023.8.26

第2部 個別の課題に対する生徒指導

第4章 いじめ

第5章 暴力行為



スポーツの秋。  
それが目的ではない  
けれど、どうしても  
勝たせたくなってしまう。

第4章 いじめ p.120-122

## 4.1 いじめ防止対策推進法等

#### 4.1.1 法の成立までの経緯

- ・平成23年に発生したいじめ自殺事件がきっかけ→

#### 4.2.2 法の目的といじめの定義

# 学校の義務

- ①いじめ防止のための基本方針の策定と見直し
  - ②いじめ防止のための実効性のある組織の構築
  - ③未然防止・早期発見・事案対処における適切な対応を行うこと

定義...いじめられている児童生徒の主觀を重視（心身の苦痛を感じている）



## 4.1 いじめ防止対策推進法等

---

### 4.1.3 国の基本方針の策定 = いじめ防止等のための基本的な方針

- ・けんかやふざけ合いであっても、丁寧に調査→いじめかどうか判断する
- ・いじめは、単に謝罪をもって安易に「解消」とすることはできない。
- ・解消①3ヶ月程度心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる  
　　②被害者が心身の苦痛を受けていない ⇒ 2つの要件を満たす。
- ・教職員がいじめに関する情報を抱え込み、対策組織に報告を行わないことは法律違反
- ・いじめ防止の取り組み内容を基本方針やHPなどで公開、生徒児童や保護者に対して年度当初や入学児に必ず説明する。

## 4.1 いじめ防止対策推進法等

### 4.1.4 いじめの重大事態

#### (1) いじめの重大事態調査の目的

- ・生命、心身及び財産に重大な被害が生じた（1号）
- ・相当の期間（目安は30日）学校を欠席することを余儀なくされた（2号）

被害児童生徒・保護者の「何があったのかを知りたいという切実な思い」を理解すること→いじめの事実の全容の解明→再発防止

#### (2) 教育委員会等への報告

1号=教育委員会が調査、2号=学校が調査、客観的な事実関係を速やかに調査

#### (3) 調査結果の報告

- ・個人情報保護を盾に説明を怠ることは避けること。
- ・被害児童生徒→継続的なケア、加害児童生徒→成長支援につながる丁寧な指導

- ・知りたい
  - ・自分にはどうしようもできない
  - ・学校に矛先を向ける
- 終わり=卒業まで

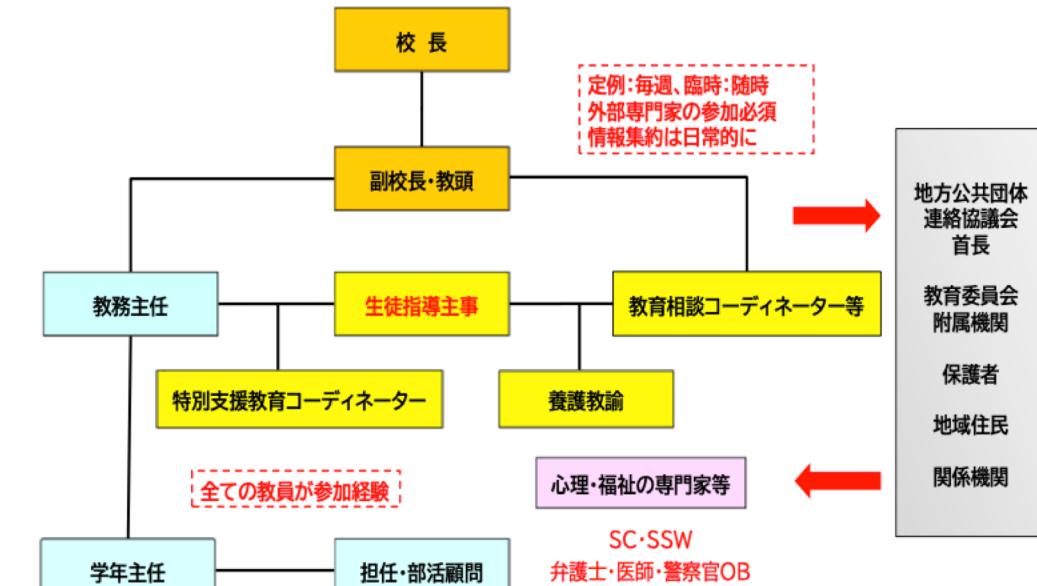
## 4.2 いじめ防止等の対策のための組織と計画

### 4.2.1 組織の設置 = 「学校いじめ対策組織」などの校内組織の設置の義務

- ・組織が機能不全の場合→学校内外の連携
- ・組織の構成→
- ・管理職のリーダーシップと生徒指導主事などを中心とした行動的な指導・相談体制

### 4.2.2 学校いじめ対策組織の役割

- ・いじめアンケートなどの年間指導計画作成
- ・進んで報告、相談できる環境整備
- ・いじめ発生時の会議の開催や調査など
- ・PDCAサイクルで検証



## 4.2 いじめ防止等の対策のための組織と計画

これこそ校長  
の腕の見せ所

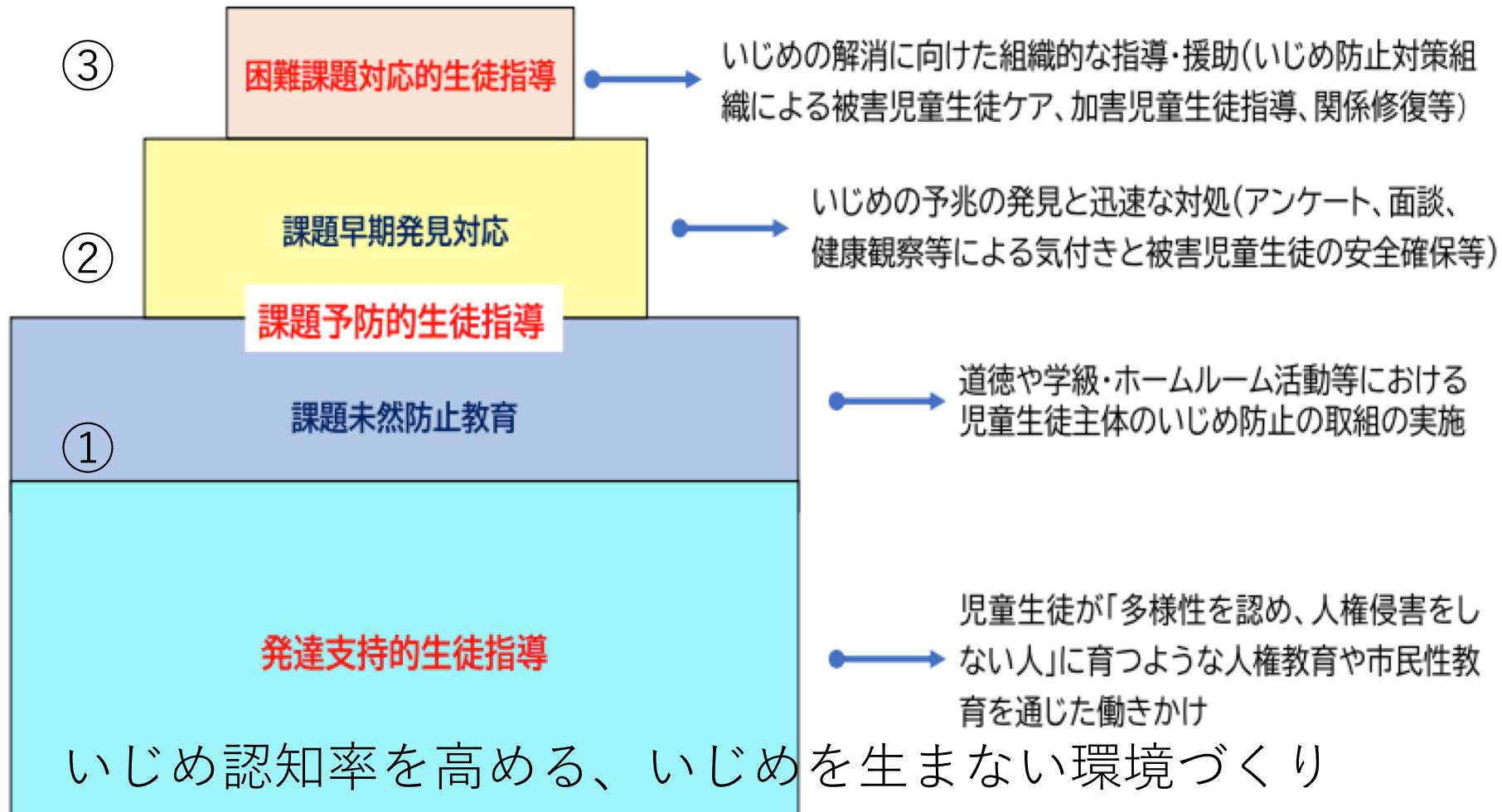
### 4.2.3 実行的な組織体制

- ・教職員間での情報共有が可能になる「可視化」=アセスメントシートの活用
- ・「無知、心配性、迷惑かもしれない発言をしても、この組織なら大丈夫だ」と思える、発言をすることへの安心感を持てる状態を作り出す。
- ・児童生徒や保護者に対して、学校いじめ対策組織の存在及び活動が認識されるような取り組みを積極的に行う。

### 4.2.4 年間指導計画

- ・いじめ対策の達成目標の設定、年間指導計画の作成、達成状況の確認
- ・児童生徒がいじめ防止に向けて主体的に参画し、議論し、実行する取り組み
- ・毎年、自校のいじめ防止の取り組みを振り返ろう。

## 4.3 いじめに関する生徒指導の重層的支援構造



## 4.3 いじめに関する生徒指導の重層的支援構造

### 4.3.1 いじめ防止につながる発達支持的生徒指導

#### ・人権尊重の精神を貫いた教育活動

- ①「多様性に配慮し、均質化のみに走らない」学校づくりを目指す  
→**同調圧力**が強まると、多様性を認め合うことが難しくなる。
- ②児童生徒の間で人間関係が固定されることなく、対等で自由な人間関係  
→学力以外にも、様々な観点から夢中になれるることを提供する。
- ③「どうせ自分なんて」と思わない自己信頼感を育む。  
→自己への信頼とは、他者から認められ、他者の役に立つことで、育まれる。
- ④「困った、助けて」と言えるように適切な援助希求を促す。  
→甘えたり、弱音を吐いたり = 自立へと踏み出す一歩であると理解しよう。

いじめの根本だと思う。

## 4.3 いじめに関する生徒指導の重層的支援構造

---

### 4.3.2 いじめの未然防止教育

#### (1) いじめる心理から考える未然防止教育の取組

- ・人格ではなく、善と悪との葛藤→悪が勝つ
- ・実際の事例や動画などを教材に、生徒同士で討論、ロールプレイ。

原因：ストレス、異質なものへの嫌悪、ねたみや嫉妬、遊びやふざけ、金銭、被害者になることへの回避

#### (2) いじめの構造から考える未然防止教育の方向性

- ・いじめる側、いじめられる側、観衆や傍観者
- ・担任がいじめられる側を「全体に守る」という意思：傍観者→仲裁者

#### (3) いじめを法律的な視点から考える未然防止教育

- ・いじめ = 人権侵害。法律の専門家から法律の意味や役割について学ぶ。

## 4.3 いじめに関する生徒指導の重

### 4.3.3. いじめ早期発見対応

#### (1) いじめに気付くための組織的な取組

- ・日本のいじめ：外から見えにくいコミュニケーションを使った心理的ないじめ  
→加害者の被害者の関係が入れ替わる。いじめの存在に気づかない、深刻化する  
→表面的な言動だけを見るのだけではなく、その背後にどのような感情があるか  
方法：アンケート調査、本人からの訴え、該当保護者からの訴え、担任発見  
「見られたらどうしよう」といった心配せずに記入できること。有→すぐ対応。

#### (2) いじめ対応の原則の共通理解

- ①いじめられている児童生徒の理解と傷ついた心のケア→×思い込み
- ②被害者ニーズの確認
- ③いじめ加害者の被害者の関係修復→保護者も協力
- ④いじめ解消の二条件：いじめ行為が止んでいる。心身の苦痛を感じていない。

教師自身が「いじめに耐えることも必要」「いじめられる側にも原因がある」などといじめを容認する認識に陥っていないか常に自己点検することが重要である。

→加害者と被害者が入れ替わる、家庭環境でのストレス、発達障害、精神疾患（被害妄想）など、丁寧な事実関係の調査が必要  
保護者からの協力を得られないことも。  
→日頃の保護者との連絡が役に立つ。

## 4.3 いじめに関する生徒指導の重層的支援構造

### 4.3.4 重大事態に発展させない困難 課題対応的生徒指導の実際

ケース会議

①アセスメント

②指導方針

↓

③被害児童生徒の保護者に説明

④指導の実施

⑤モニタリング（3ヶ月を目途）

⑥教育委員会等への報告

⑦情報の記録と保管

いじめ問題が複雑化し、対応が難しくなりがちなケース

- ①周りからは仲がよいと見られるグループ内でのいじめ
- ②閉鎖的な部活動内でのいじめ
- ③被害と加害が錯綜しているケース
- ④教職員等が、被害児童生徒側にも問題があるとみてしまうケース
- ⑤いじめの起きた学級・ホームルームが学級崩壊的状況にある場合
- ⑥いじめが集団化し孤立状況にある（と被害児童生徒が捉えている場合も含む。）  
ケース

⑦学校として特に配慮が必要な児童生徒が関わるケース<sup>[\*78]</sup>

⑧学校と関係する児童生徒の保護者との間に不信感が生まれてしまったケース

## 4.4 関係機関等との連携体制

### 4.4.1 関係者の連携・協働によるいじめ対応

いじめ防止対策推進法 第17条：国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

### 4.4.2 保護者・地域の人々との連携

- (1) いじめを認めたがらない加害者の保護者→「成長支援」という視点
- (2) 国の基本方針：より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する  
= 「地域学校協働活動」「学校運営協議会」→いじめのない温かな社会の一歩

自分の経験で多かったのは、被害者の保護者から理解が得られなかつたケース

## 第5章 暴力行為

---

- ・暴力行為とは

自校の児童生徒が故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為

- ・対象「対教師」「生徒間」「対人」「器物破損」
- ・発生件数：中高→減少傾向、小→増加傾向

## 5.1.1 暴力行為に関する対応指針等

---

### 5.1.1 暴力行為のない学校づくりについて

未然防止：校内指導体制における指導方針やマニュアル見直し、道徳教育の充実

早期発見・早期対応：児童生徒の観察、教職員間の情報交換

課題解決：保護者・地域・関係機関等との連携、出席停止の措置の検討

### 5.1.2 問題行動を起こす児童生徒に対する指導について

- ・暴力行為、器物破損、+問題行動

- ・生徒指導の充実→①児童生徒理解、信頼関係構築、教育相談やカウンセリング、②決まりを公表、全教職員が実施、③警察との協力

- ・出席停止制度の活用→①懲戒行為ではなく、他の児童生徒の教育を受ける権利の保障、②まずは指導、教育委員会等と出席停止措置を検討、③円滑に復帰できるようにする

## 5.2 学校の組織体制と計画

---

### 5.2.1 全校的な指導体制の必要性

- ・暴力行為の背景：児童生徒を取り巻く家庭、学校、社会環境など様々な要因  
→一人一人の教職員の深い児童生徒理解力  
→学校全体え育成を目指す児童生徒像や指導の考え方の共有

### 5.2.2 生徒指導の目標・方針の明確化

- ・学校の教育目標→指導指針の決定（教職員で活発に議論しよう）  
→アセスメントの実施（指導方針、指導基準の明確化、文書化しておこう）

### 5.2.3 全校的な指導体制の確立

- ①対応のための組織や教職員個々の役割を決めておこう
- ②年度当初に対応の基本を準備、マニュアルを作成しておこう
- ③研修や日々の打ち合わせで指導方針や考え方を共有できるよう計画を立てよう

## 5.2 学校の組織体制と計画

---

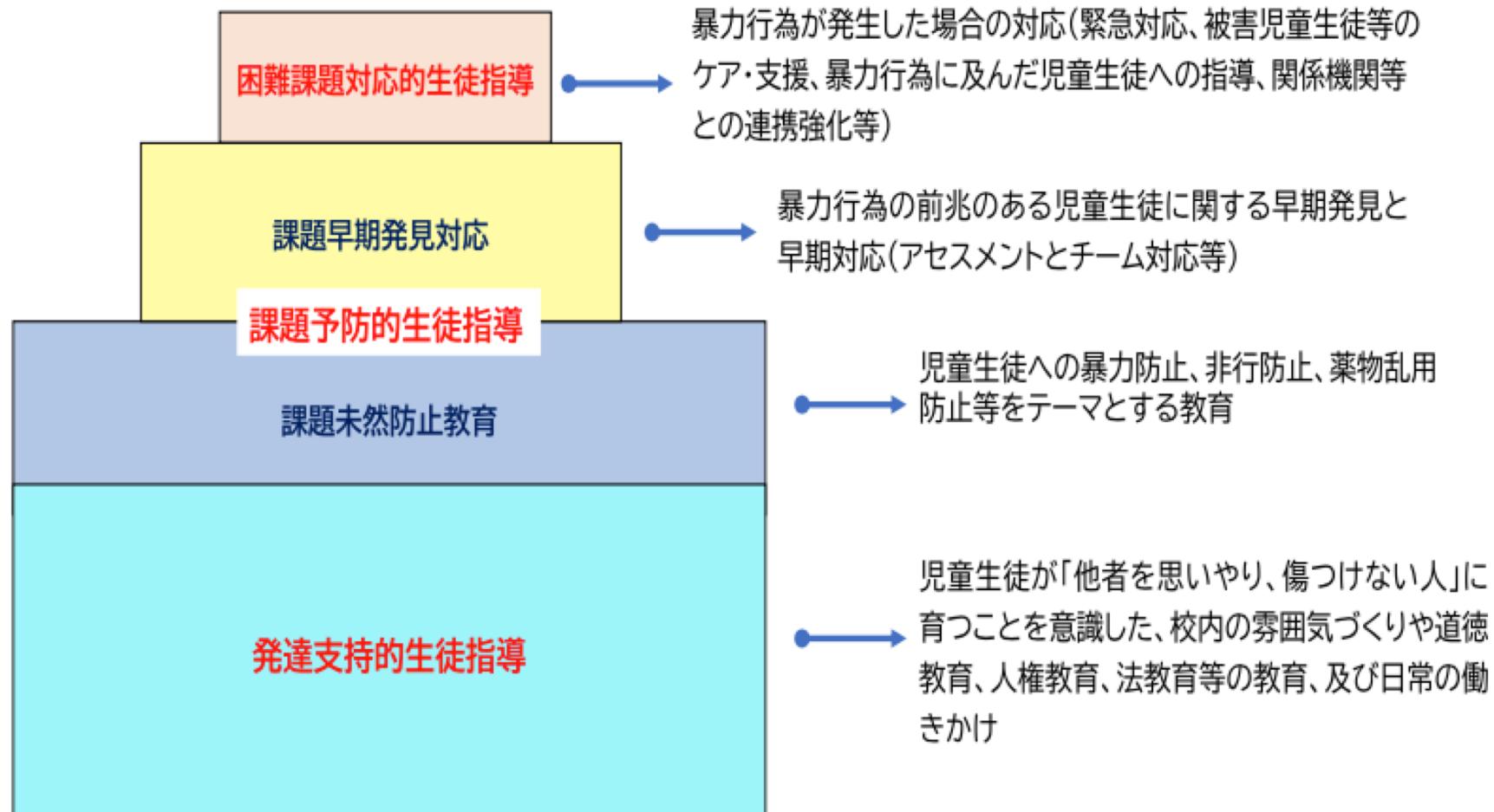
### 5.2.4 取組の評価及び体制等の改善

- ・教職員の内部評価
- ・児童生徒や保護者、学校運営協議会委員、関係機関等の意見を取り入れた評価



取組の評価って、学校評価アンケートのことかな?  
個々の事案についての指導の評価ではない！？

## 5.3 暴力行為に関する生徒指導の重層的支援構造



## 5.3 暴力行為に関する生徒指導の重層的支援構造

---

### 5.3.1 暴力行為の防止につながる発達指示的生徒指導

- ①安心・安全でお互いを尊重し合う構内の雰囲気づくり
    - ・指導方針の共有、豊かなコミュニケーション（世間ばなし）
  - ②暴力行為をしない人に育つことを意識した働きかけ
    - ・「自分さえよければそれでよい。」という自己中心的な考え方方が強い。
    - ・自分の気持ちをうまく表現できず衝動的な行動をとってしまう。
- コミュニケーション力の向上につながる日々の挨拶、声かけ、対話

## 5.3 暴力行為に関する生徒指導の重層的支援構造

### 5.3.2 暴力行為の未然防止教育

- ・道徳や特別活動で暴力や非行をテーマとした授業の実施。
- ・生徒に伝えたい点→  
+ 暴力行為を受けた人の理解

表1 暴力行為・刃物携帯行為と非行

行 為	非行名(罰則)
暴力をふるって人にケガをさせた。	傷害罪(刑法第204条)
暴力をふるったが、相手はケガをしなかった。	暴行罪(刑法第208条)
暴力によって物を壊した。	器物損壊罪(刑法第261条)
刃物を携帯した。	銃砲刀剣類所持等取締法(第22条)違反 軽犯罪法(第1条2号)違反

### 5.3.3 暴力行為の前兆行動の早期発見・早期対応

学習面の遅れや進路の悩み、飲酒や薬物乱用、自己中心的な偏った考え方  
交友関係のトラブルやいじめ、家庭内のストレß、発達障害  
→これらのアセスメントを試みる（先入観を持たずに、話をよく聞こう）

## 5.3 暴力行為に関する生徒指導の重層的支援構造

---

### 5.3.4 暴力行為が発生した場合の対応

- ①暴力行為の被害を受けた児童生徒等の手当と周囲の児童生徒等の安全確保
- ②早急な管理職の指示
- ③加害者、被害者、目撃者からの聞き取り、関係する保護者への連絡
- ④被害者のケア、加害者の指導、他の児童生徒への配慮、保護者対応

#### 聞き取りの留意点

- ・一方的なものは双方向のものか
- ・過去にもトラブルがなかったか、過去のトラブルが引き金になっていないか

## 5.4 関係機関等との連携体制

各先生の得意分野を把握するって面白いかも。  
理科教員の得意分野は危険物関係かな！？

### 5.4.1 関係機関等との連携の重要性

- ・連携の基本は連携相手を知り、できるだけ顔の見える環境をつくること  
→まず構内にはどのような分野を得意とする教職員がいるのかを把握、共有

### 5.4.2 発達指示的生徒指導や未然防止教育における連携

- ・道徳教育、人権教育、法教育、非行防止教育、薬物乱用防止教育  
→教職員以外にも警察署、少年サポートセンター、法務局、検察庁、少年鑑別所、少年院、弁護士などを招いて行うことも考えられる。

## 5.4 関係機関等との連携体制

### 5.4.3 早期発見・早期対応における連携

- ・発達障害や薬物依存→医療機関、家庭の虐待や貧困→児童相談所、  
不良交友→警察

### 5.4.4 発生した暴力行為への対応における連携

- ①被害者＝身体の痛みと心の痛み→加害者からの反省と謝罪  
+ ケアと回復支援＝医療機関、警察、民間の被害者支援団体、少年司法関係機関  
・チーム学校として対応しよう
- ②暴力行為に及んだ生徒の指導：学校教育や社会から排除されではならない  
・暴力行為に及んだ理由の分析→個別の指導・支援計画を立てる→チームで実行

働き方改革が進められてきて、これから勤務時間がチームのほころびにならないかな！？  
どこまで「生徒のため」が通用するか。  
ただ、これをしないとさらに大きな事態に発展する。

# 次回予告

---

10月28日（土）午後8：30～

第6章「少年非行」

第7章「児童虐待」